

利根地域療育センター

発達障害の特性が気になるこどもに、専門的な知識を有する作業療法士等の専門職が、アセスメント（親面接・発達検査等）を実施することにより、こどもの特性を把握し、その子に合った支援についてお伝えします。

また、療育が必要な方で希望される場合には、個別療育の提供や療育に関する相談を行います。

**令和6年5月1日より、下記の住所へ移転します。
(電話番号は変わりません。)**

埼玉県のマスコット コバトン・さいたまっち



対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までのことわざ

※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。

※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。

※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

利用方法

予約制です。まずはお電話にてお申し込みください。

住所・電話番号等

運営法人：特定非営利活動法人あかり

（多機能型児童通所施設療育センターあかり）

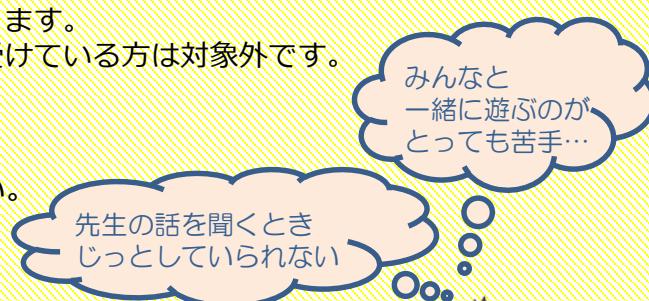
住所：久喜市久喜東5-30-10（旧ごとり園）

電話番号：080-7504-5870（直通）

受付時間：月～金曜日 9時～17時（休日・年末年始を除く。）

利用の流れ

裏面をご覧ください。



他の地域の地域療育センターについて知りたい方は、県のホームページをご覧ください。
(検索サイトから、「埼玉県 地域療育センター」で検索することができます。)

地域療育センターの利用の流れ

【埼玉県委託事業】

電話で申込み

対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までのこども
※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。
※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。
※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

通所(3回程度)

アセスメント

- ・親面接
- ・発達検査、行動観察

○こどもの発達について心配なこと、生育歴、日常生活の様子などについて、お話をうかがいます。

○こどもの発達状況を確認するための発達検査や行動観察を行います。

結果の説明

利用料 アセスメント結果の説明時に1,000円かかります。

療育が必要な方で、希望される場合

市町村窓口で、「**通所受給者証**」の発行手続きをします。

※すでに「通所受給者証」をお持ちの方は利用の流れが異なる場合がありますので、各センターにお問い合わせください。

【児童福祉法に基づくサービス】

利用契約

個別療育

アセスメント結果に基づいて
個別療育計画を立て、
専門職による個別療育を行います。

保育所等への訪問

ご希望により、
保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、
先生方とこどもの理解や支援のポイント
を共有します。

※状況によって、利用開始までお待ちいただいたり、他機関を紹介する場合もあります。

利用回数・期間

1ヶ月あたりの利用回数は概ね月1回程度です。

利用期間は、こどもの状況や目標等によって設定し、一定期間で見直しをします。
利用できる年齢の上限があります。

利用料

児童福祉法に基づく自己負担がかかります（1回1,000円前後）。

*所得に応じて1か月あたりの上限額が定められています。

*満3歳の4月1日から3年間は無償化されています。

※通所受給者証のない方は、必要に応じて数か月に1回、専門職による療育相談を受けることができます。

療育相談の利用料は1回1,000円です。